

自動販売機の公募について（Q&A）

事業者

Q 1 なぜ公募するのですか？

A 1 公平・公正に設置事業者を選定するためです。

Q 2 なぜ3年間の使用許可ではないのですか？

A 2 現行の条例規則では、使用許可は期間の最長が1年で、各年度の範囲内で行うこととなっています。本件は、設置の開始が年度の途中からであるため、12か月未満の許可となる年度があります。

Q 3 3年間待たずに契約を解除（使用許可の取消し）する場合はありますか？

A 3 下関市から契約解除（使用許可の取消し）するのは、入札公告に記載している「19 設置事業者としての決定又は使用許可の取消し」に該当する場合です。事由（5）「公用もしくは公共用に供する必要が生じた場合」により取消す場合は、その後の公募への参加を妨げません。設置事業者から契約を解除する場合は、3か月以上前に申し出る必要があります。

Q 4 応募したのに不適合と判断されることはあるのですか？

A 4 原則、入札公告の「2 入札条件」に該当すれば、不適合と判断されることはありません。

Q 5 応募申込書の名称は本店、支店又は営業所のどちらが良いでしょうか？

A 5 契約締結権のある代表者名でお願いします。契約締結権があれば本店、支店又は営業所のいずれでも構いません。なお、その代表者に適合する印鑑の押印と印鑑証明書の提出をお願いします。

Q 6 過去の自動販売機の設置実績は下関市内で3年間必要ですか？

A 6 市内に限定していません。日本国内での設置実績を記載してください。

Q 7 売上手数料月額が3年間同額ですか？

A 7 売上の増減にかかわらず売上手数料は3年間同額です。
使用料は毎年見直します。実費弁償金は子メーターの計測及びその時点の単価によりますので、変動します。

Q 8 消費税率が改定された場合はどう対応すればいいですか？

A 8 入札書は消費税及び地方消費税相当額を抜いた金額で提出してもらいます。実際に下関市に納付していただく金額は、入札金額にその時点での消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とします。

Q 9 入札金額が同額となった場合はどうしますか？

A 9 同額となった場合は、災害対応型のものを優先します。それでも判断がつかない場合は、入札事務に関係のない下関市職員がくじ引きにより決定します。

Q 10 契約を辞退、解除又は使用許可の取消し（入札公告「19 設置事業者としての決定又は使用許可の取消し」の（1）及び（2）の事由による場合）をした場合、3年間公募に参加させない理由は？

A 10 安易な応募を避けるため、入札により決定した者に責任を負ってもらうためです。

Q 11 契約を解除する場合は3か月以上前に申し出が必要な理由は？

A 11 新しい設置事業者を決定するまでに必要な期間です。

Q 12 応募申込書を提出したのですが、（一部）参加を取り止めます。どうしたらいいですか？

A 12 応募申込書を提出した場合は、必ず入札書を提出してください。入札金額欄に「辞退」と記載いただいたら設置予定事業者となることはありません。

Q 1 3 提出する書類の押印は認印でいいですか？

A 1 3 すべての書類で、印鑑証明、印鑑登録証明されている印鑑を使用してください。

Q 1 4 添付書類はコピーでもかまいませんか？

A 1 4 必ず3か月以内に発行された原本を添付してください。

Q 1 5 入札書の記載に誤りがありました。差し替えは可能ですか？

A 1 5 入札書の差し替えには一切応じません。

Q 1 6 応募した場合の審査結果はいつわかりますか？

A 1 6 6月3日ごろまでには適合者に通知をする予定です。

Q 1 7 許可期間が満了したら原状回復が必要ですか？

A 1 7 許可期間満了日までに原状回復してください。